強度行動障害児(者)の医療度判定基準

I 強度行動障害スコア

行動管の内容	行動障害の目安の例示	1点	3点	5点
1 ひどく自分の体を叩いた	肉が見えたり、頭部が変形に至るような叩きをしたり、つめをは		日1回	4 FJ
り傷つけたりする等の行為	ぐなど。	以上	以上	1日中
2 ひどく叩いたり蹴ったり	噛みつき、蹴り、なぐり、髪ひき、頭突きなど、相手が怪我をし	月1回	週1回	1日に
する等の行為	かねないような行動など。	以上	以上	麺
	強く指示しても、どうしても服を脱ぐとか、どうしても外出を拒	週1回以上	日1回以上	1日に
3 激しいこだわり	みとおす、何百メートルも離れた場所に戻り取りに行く、などの			
	行為で止めても止めきれないもの。	N.	N.	妈
	ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などをこわし、その結果	月1回	週1回	1日に
4 激しい器物破損	危害が本人にもまわりにも大きいもの、服をなんとしてでも破っ		以上	烟
	てしまうなど。	以上	N.	织山
5 睡眠障害	昼夜が逆転してしまっている、ベッドについていられず人や物に	月1回	週1回	ほぼ
3 睡吡焊音	危害を加えるなど。	以上	以上	毎日
6 食べられないものを口に	テーブルごとひっくり返す、食器ごと投げるとか、椅子に座って	週1回	ŒĔ	ほぎ
入れたり、過食、反すう等	いれず、皆と一緒に食事できない。便や釘・石などを食べ体に異	以上	細	金食
の食事に関する行動	常をきたした偏食など。	N.	##	中民
7 排せつに関する強度の障	便を手でこねたり、便を投げたり、便を壁面になすりつける。強	月1回	週1回	ほぎ
害	迫的に排尿排便行為を繰り返すなど。	以上	以上	毎日
8 著しい多動	身体・生命の危険につながる飛び出しをする。目を離すと一時も	月1回	週1回	ほぎ
○ 者しい夕勤	座れず走り回る。ベランダの上など高く危険なところに上る。	以上	以上	毎日
9 通常と違う声を上げた	たえられない様な大声を出す。一度泣き始めると大泣きが何時間	ほぎ	1日中	絶えず
り、大声を出す等の行動	も続く。	甸	一口中	不ピペータ
10 パー … 力 4 の かけた 4 次日 ##	一度パニックが出ると、体力的にもとてもおさめられずつきあっ			F###
10 パニックへの対応が困難	ていかれない状態を呈する。			困難
11 他人に恐怖感を与える程	日常生活のちょっとしたことを注意しても、爆発的な行動を呈し、			
度の粗暴な行為があり、対	かかわっている側が恐怖を感じさせられるような状況がある。			困難
応が困難				

Ⅱ 医療度判定スコア

1 行動障害に対する専門医療の実施の有無		
① 向精神薬等による治療	5	点
② 行動療法、動作法、TEACCH などの技法を取り入れた薬物療法以外の専門医療	5	点
2 神経・精神疾患の合併状態		
① 著しい視聴覚障害(全盲などがあり、かつ何らかの手段で移動する能力をもつ)	5	点
② てんかん発作が週1回以上、または6ヶ月以内のてんかん重積発作の既往	5	点
③ 自閉症等によりこだわりが著しく対応困難	5	点
④ その他の精神疾患や不眠に対し向精神薬等による治療が必要	5	点
3 身体疾患の合併状態		
① 自傷・他害による外傷、多動・てんかん発作での転倒による外傷の治療(6ヶ月以内に)		点
② 慢性擦過傷・皮疹などによる外用剤・軟膏処置(6ヶ月以内に1ヶ月以上継続)		点
③ 便秘のため週2回以上の浣腸、または座薬(下剤は定期内服していること)		点
④ 呼吸器感染のための検査・処置・治療(6ヶ月以内にあれば)	3	点
⑤ その他の身体疾患での検査・治療		
(定期薬内服による副作用チェックのための検査以外、6ヶ月以内にあれば)	3	点
4 自傷・他害・事故による外傷等のリスクを有する行動障害への対応		
(1) 行動障害のため常に1対1の対応が必要	3	点
② 行動障害のため個室対応等が必要 (1対1の対応でも開放処遇困難)		点
③ 行動障害のため個室対応でも処遇困難(自傷、多動による転倒・外傷の危険)		点
※) いずれか一つを選択	10	<i>™</i>
5 患者自身の死亡に繋がるリスクを有する行動障害への対応		
① 食事(異食、他害につながるような盗食、詰め込みによる窒息の危険など)	3.	5点
② 排泄(排泄訓練が必要、糞食やトイレの水飲み、多動による転倒・外傷の危険)	3.	5点
③ 移動(多動のためどこへ行くか分からない、多動による転倒・外傷の危険)	3.	5点
④ 入浴(多動による転倒・外傷・溺水の危険、多飲による水中毒の危険)	3.	5点
⑤ 更衣(破衣・脱衣のための窒息の危険、異食の危険)	3.	5点
※) 次により配点		
・ 常時 1 対 1 で医療的観察が必要な場合及び入院期間中の生命の危機回避のため個室対応や個別の時間		
での対応を行っている場合(5点)		
・時に1対1で医療的観察が必要な場合(3点)		

注)「強度行動障害児(者)の医療度判定基準 評価の手引き」に基づき評価を行うこと。 「I」が10点以上、かつ「II」が24点以上。

「強度行動障害児(者)の医療度判定基準」評価の手引き

I 強度行動障害スコア

- 1 行動障害は、過去半年以上その行動が続いている場合を評価する。周期性のある行動障害についても半年を基準に、その行動の出現有無でチェックする。例えば、情緒不安定でパニックを起こしても評価時から6ヵ月以前の行動であれば該当しない。
- 2 定期薬服用者は服用している状態で評価する(向精神薬・抗てんかん薬など)。
- 3 頓服の不穏時薬・不眠時薬・注射等は使用しない状態で評価する。
- 4 現在身体疾患で一時的にベッド安静などの場合は、半年以内であれば治癒・回復を想定して評価する。半年以上継続していれば現在の状態で評価する。
- 5 評価は年1回以上定期的に行い、複数職種(医師、児童指導員、看護師など)でチェックを行う。

6 項目別留意点

- (1) 「1 ひどい自傷」は、自傷行為を防ぐための装具(ヘッドギアなど)は着用していない状態を想定して評価する。
- (2) 「4 はげしい物壊し」は、器材や玩具などを自由に使用できる環境を想定して評価する。
- (3) 「5 睡眠の大きな乱れ」は、問題行動があって個室使用している場合は大部屋を想定して 評価する。
- (4) 「6 食事関係の強い障害」は、離席や盗食防止のための身体拘束があれば、開放状態を想定して評価する。問題行動のために食事場所を変える・時間をずらすなどの状態であれば本来の場所・時間を想定して評価する。
- (5) 「7 排泄関係の著しい障害」は、オムツ使用であればその状態で評価する。つなぎなどの 予防衣使用者は着用していない状態を想定して評価する。
- (6) 「8 著しい多動」の項目は、開放病棟・行動制限なしの状況で評価する。

Ⅱ 医療度判定スコア

- 1 患者特性に応じた個別的治療をチームとして統一性と一貫性のある計画的な診療を行うため、次を実施することを前提として配点
 - (1) 多面的な治療を計画的に提供するため、医師、看護師、児童指導員、保育士、臨床心理士、 作業療法士等から構成されるチームにより、カンファレンスを実施し、患者の治療・観察必要 性の評価、治療目標の共有化を図り、各職種の専門性を生かした診療計画を立案。
 - (2) 当該診療計画の実施について、当該チームによる定期的なカンファレンスを実施し、評価を

行い、診療録に記載。

(3) 患者の状態に応じ、当該診療計画に見直しも行いつつ、評価、計画、実施、再評価のサイクルを重ねる。

2 行動障害に対する専門医療の実施有無

- (1) ①の「向精神薬等」とは、抗精神病薬、抗うつ薬、抗躁薬、抗てんかん薬、気分安定薬 (mood stabilizers)、抗不安薬、睡眠導入剤のほか、漢方薬なども含む。
- (2) ②は行動療法・動作法・TEACCH などの技法を取り入れた薬物療法以外の治療的アプローチによる行動修正を行う専門医療。

3 神経・精神疾患の合併状態

- (1) ③の「自閉症等」とは広汎性発達障害全般(自閉症スペクトラム障害全般)を指す。
- (2) ④の「その他の精神疾患」とは、統合失調症、気分障害などを指す。「向精神薬等」は2-(1)と同様。

4 身体疾患の合併状態

- (1) ①は抗生剤等の内服・点滴、創部処置、縫合を含む。
- (2) ④は胸部レントゲン検査や抗生剤内服または点滴治療などを含む。
- (3) ⑤の「その他の身体疾患」とは、低体温、GER・反すうを繰り返すことによる嘔吐・誤嚥、 眼科・耳鼻科疾患、婦人科的疾患、循環器疾患、骨折やその他の整形外科的疾患、機能悪化・ 維持・改善のためのリハビリなども含む。

5 自傷・他害・事故による外傷等のリスクを有する行動障害への対応

- (1) ①、②、③はいずれか一つをチェックする。
- (2) ②の「個室対応等」とは、個別の環境設定やスケジュール調整などにより、本来は個室使用が必要な患者を個室以外で保護・重点観察している場合も含める。
- 6 患者自身の死亡に繋がるリスクを有する行動障害への対応 現在患者が生活している環境で評価するが、各項目に関連する理由で個室対応や個別の時間での 対応を行っている場合は5点とみなす。

医療的ケア判定スコア表

		基本	見守りスコアの基準(目安)			
医療的ケ	ア(診療の補助行為)	スコア	見守り高の場合	見守り中の場合	見守り低の場合 (0点)	
1 人工呼吸器(鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラ ピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装 置を含む)の管理		10点	工呼吸器トラブルに対し ね1	直ちにではないがおおむ ね15分以内に対応する必 要がある場合(1点)	それ以外の場合	
注)人工呼吸器及び括弧内の装置等のうち、いずれか一つに該当する場合にカウントする。			87.9% II (57///)			
2 気管切開の管理 注)人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。(人工呼吸器10点+人工呼吸器見守り0~2点+気管切開8点)		8点	自発呼吸がほとんどない等 レ抜去に対して直ちに対応 点)		それ以外の場合	
3 鼻咽頭エアウェイの管理		5点	上気道狭窄が著明なためにエアウェイ抜去に対して 直ちに対応する必要がある場合(1点)		それ以外の場合	
4 酸素療法		8点	酸素投与中止にて短時間の 命に対して悪影響がもたら		それ以外の場合	
5 吸引 (口鼻腔・気管内吸引)		8点	自発運動等により吸引の乳	- 尾施が困難な場合(1点)	それ以外の場合	
6 ネブライザーの管理		3点				
E for tota W. Ar	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、 経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻	8点	自発運動等により栄養管を 能性がある場合(2点)	≿抜去する/損傷させる可	それ以外の場合	
7 経管栄養	(2) 持続経管注入ポンプ使用	3点	自発運動等により注入ポン 合(1点)	/ プを倒す可能性がある場	それ以外の場合	
8 中心静脈カテーテルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症 治療薬、麻薬など)		8点	自発運動等により中心静服 能性がある場合(2点)	『カテーテルを抜去する可	それ以外の場合	
9 皮下注射	(1) 皮下注射 (インスリン、麻薬 など)	5点	自発運動等により皮下注身 合 (1点)	付を安全に実施できない場	それ以外の場合	
注)いずれか一つを選択	(2) 持続皮下注射ポンプ使用	3点	自発運動等により持続皮T 能性がある場合 (1点)	·注射ポンプを抜去する可	それ以外の場合	
10 血糖測定(持続血糖測定器による血糖測定を含む) 注)インスリン持続皮下注射ポンプと持続血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。		3点	血糖測定とその後の対応が頻回に必要になる可能性 がある場合(1点)		それ以外の場合	
11 継続的な透析(血液透析、腹膜透析を含む)		8点	自発運動等により透析カテーテルを抜去する可能性 がある場合 (2点)		それ以外の場合	
12 導尿	(1) 利用時間中の間欠的導尿	5点				
注)いずれか一つを選択	(2) 持続的導尿(尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ)	3点	自発運動等により持続的導 可能性がある場合(1点)	算尿カテーテルを抜去する	それ以外の場合	
13 排便管理	(1) 消化管ストーマ	5点	自発運動等により消化管 がある場合(1点)	ストーマを抜去する可能性	それ以外の場合	
注) いずれか一つを選択						
	(3) 浣腸	3点		-	_	
14 痙攣時の 坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置 注) 医師から発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね 1年以内に発作の既往がある場合		3点	痙攣が10分以上重積する同度も繰り返す可能性が高い		それ以外の場合	
	5 「(3)	エディ		がの目とがわなわられてよって) I TIVI LCHIVA	

「13. 排便管理」における「(3) 浣(かん)腸」は、市販のディスポーザブルグリセリン浣(かん)腸器(挿入部の長さがおおむね5センチメートル以上6センチメートル以下のものであって、グリセリンの濃度が50%程度であり、かつ、容量が、成人を対象とする場合にあってはおおむね40グラム以下、6歳以上12歳未満の小児を対象とする場合にあってはおおむね20グラム以下、1歳以上6歳未満の幼児を対象とする場合にあってはおおむね10グラム以下、0歳の乳児を対象とする場合にあってはおおむね5グラム以下のものをいう。)を用いて浣(かん)腸を施す場合を除く。